

3-1-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(平成25年度)

(単位:人)

都道府県 指定都市	認定者総数		1 平成25年度に研修を受けた者							2 研修受講予定者のうち、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者	3 平成26年度からの研修対象者	
	(1+2+3)	うち、平成25年度新規認定者	(1)現場復帰	(2)依願退職	(3)分限免職	(4)分限休職	(5)転任	(6)研修継続	(7)その他			
1 北海道	8	(4)	4	2					2			4
2 青森県	2		1		1						1	
3 岩手県	6	(4)	2	2								4
4 宮城県	1	(1)										1
5 秋田県												
6 山形県												
7 福島県	1	(1)										1
8 茨城県												
9 栃木県	1		1									
10 群馬県	3	(1)	2	1	1							1
11 埼玉県	2	(1)	1		1							1
12 千葉県	2	(1)	1							1		1
13 東京都	7	(3)	3						3		1	3
14 神奈川県												
15 新潟県												
16 富山県	1		1			1						
17 石川県	8	(6)	2	2								6
18 福井県												
19 山梨県	2	(1)	1	1								1
20 長野県	1	(1)										1
21 岐阜県												
22 静岡県												
23 愛知県	7	(3)	5	1	1		2		1		1	1
24 三重県	7	(2)	4	4							1	2
25 滋賀県	4	(2)	2		1				1			2
26 京都府	1										1	
27 大阪府	9	(4)	7	4	1				2			2
28 兵庫県	2	(1)	1	1								1
29 奈良県	3		3	2	1							
30 和歌山県	1		1	1								
31 鳥取県												
32 島根県												
33 岡山県	6	(5)	4	3					1			2
34 広島県	1										1	
35 山口県	3	(1)	2	1						1		1
36 徳島県	1										1	
37 香川県	2	(1)	1			1						1
38 愛媛県	4	(3)	3		2				1			1
39 高知県	5	(1)	2		2						2	1
40 福岡県	4	(1)	3						2	1		1
41 佐賀県												
42 長崎県												
43 熊本県	6	(3)	3	3								3
44 大分県												
45 宮崎県												
46 鹿児島県												
47 沖縄県												
48 札幌市												
49 仙台市	4	(2)	2	2								2
50 さいたま市												
51 千葉市												
52 川崎市												
53 横浜市	2	(1)	2	1					1			
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市												
57 浜松市	3	(2)	1		1							2
58 名古屋市	4	(2)	3	2					1			1
59 京都市												
60 大阪市	6	(2)	4	1	2		1				1	1
61 堺市	1	(1)	1		1							
62 神戸市	2	(1)	1	1								1
63 岡山市												
64 広島市	1	(1)	1	1								
65 北九州市	3	(1)	2	1				1				1
66 福岡市												
67 熊本市												
合計	137	(64)	77	37	16	2	3	1	15	3	10	50
(参考)平成24年度合計	149	(69)	94	42	20	1	4	0	24	3	8	47
(参考)平成23年度合計	168	(73)	108	48	24	3	8	1	20	4	7	53

(注1)「(7)その他」の内訳・・・死亡退職:2人、病気による研修中止:1人

(注2)「2」は、平成25年度に研修を受ける予定だった者で、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者を示す。その内訳は、依願退職:7名、病気休職:3名

(注3)「3 平成26年度からの研修対象者」とは、平成25年度に認定され、平成26年度から初めて研修を受ける予定の者を示す。

3-1-2. 指導が不適切な教員の認定者の状況(平成25年度)

(1)学校種別

	不適切教員数A	在職者数B	A/B
小学校	70人	335,236人	0.021%
中学校	32人	200,061人	0.016%
高等学校	23人	158,151人	0.015%
中等教育学校	0人	1,252人	0.000%
特別支援学校	12人	70,201人	0.017%
計	137人	764,901人	0.018%

(注)在職者数は、教諭、助教諭及び講師の数(平成25年度学校基本調査より)

(2)性別

	不適切教員数A	在職者数B	A/B
男性	96人	364,699人	0.026%
女性	41人	400,202人	0.010%
計	137人	764,901人	0.018%

(注)在職者数は、教諭、助教諭及び講師の数(平成25年度学校基本調査より)

(3)年代別

	不適切教員数A	本務教員数B	A/B
20代	10人	94,655人	0.011%
30代	25人	178,419人	0.014%
40代	53人	248,248人	0.021%
50代以上	49人	236,963人	0.021%
計	137人	758,285人	0.018%

(注1)本務教員数は、校長、副校長及び教頭を除く教員数(平成22年度学校教員統計調査より)

(注2)A/Bの分母は平成22年度のものであり、参考数値